

個人情報の保護に関する説明資料

1 個人情報保護法とは

正式には「個人情報の保護に関する法律」と言い、個人の権利と利益を保護することを目的に、平成17年4月1日に制定されました。この法律の対象者は、5,000人以上個人情報をもつ民間の事業者です。

2 町内会との関係は

町内会は、この法律の事業者にはあたりません。しかし、個人情報を保護するという点では、町内会でも法律に準じた取扱いをすることが必要です。

3 県、市条例は

県民、市民の責務として、個人情報保護の重要性認識、自己の個人情報の適切な管理、他人の個人情報の取扱いに関する権利利益を侵害の禁止などへの努力義務が課せられています。また、市条例では、市が所有する個人情報の目的外利用を禁止しています。目的外利用のために情報を収集する場合や外部に情報を提供する場合は、本人の同意を得るか、公益上の必要性と本人の権利利益の侵害の恐れがないと認められるときなどとされています。市では、公益性や権利利益の不可侵を判断する必要があるときは、草津市個人情報保護審議会に意見を聞くこととしています。

4 災害時要援護者対策との関連

市が①災害目的と情報を収集すること、及び②個人への同意確認を行うため、民生委員児童委員協議会に収集した個人情報を提供することについて、個人情報保護審議会での審議を受ける予定です。

また、本人同意のある情報は、町内会組織等関連団体に情報提供することができますが、個人情報の保護を徹底するため、別紙案のような誓約書の提出を求める計画をしています。

災害時要援護者情報にかかる秘密の保持に関する誓約書

草津市長 あて

私（団体名）は、草津市災害時要援護者避難支援プランに基づく個別支援プランの作成、共有に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月18日滋賀県条例第8号）並びに草津市個人情報保護条例（平成18年3月31日条例第1号）の趣旨を尊重して関係規定を遵守するとともに、提供のあった情報については、他への漏洩及び私的利用はしないことを硬く誓います。

平成 年 月 日

住所、又は
機関の所在地：

氏名、又は
機関名及び代表者名：

㊞